

新しい台風予報の図表示方法等について

台風の予想進路や暴風への警戒の見通しを、分かりやすく誤解なく示すため、台風の図表示の方法を、平成19年の台風シーズンから変更します。

気象庁では、台風による被害の防止・軽減に資するため、台風情報等の精度の向上および内容の充実に努めています。

国民の皆様や各機関が行うきめ細かな防災対応を支援するため、台風予報の時間間隔をさらに細かく発表するなどの台風情報の改善を平成19年の台風シーズンから実施する計画です。しかし、台風予報の内容を細かくすると、情報内容を図表示した際に予報円や暴風警戒域の円が重なりあって見えにくくなるなどの問題があります。

このため、気象庁では、「台風情報の表示方法等に関する懇談会（座長 東京大学院廣井脩教授）」を設置して社会情報学や放送機関等の有識者の意見等を拝聴し、新たに「台風予報の図表示方法の指針」（別添）等を定めました。

（概要）

①「台風予報の図表示方法の指針」（平成19年台風シーズンから実施^{※注}）

現在の図表示方法に対して以下の点を見直す（別紙1～4参照）。

- ・ 予報円と暴風警戒域の円が重なるなどして見えにくい場合は、一部予報時刻の表示を省略できる。
- ・ これら円がさらに重なり見えにくい場合は、暴風警戒域の円の表示に代えて接線で表示できる。
- ・ 付加的情報として、予報円の中心点、線を表示できる。
- ・ 台風時における細かな防災対応判断を支援する情報として「暴風域に入る確率の面的情報」を台風予報の図表示に加えて表示できる。

②台風から変わった温帯低気圧に関する情報の発表方法（準備が整い次第実施）

台風から温帯低気圧に変わっても、暴風を伴って災害を及ぼすような場合には、台風として情報の発表を継続する。

「台風予報の図表示方法の指針」は、台風予報を発表する際に気象庁が行う台風予報の図表示方法を定めるものです。一方で、台風予報は防災として重要な情報であり、台風の報道等において国民の混乱や誤解を生じないようにすることが大切です。

気象庁では、本指針を公表して、報道等において台風予報を図表示する際にこの指針を活用いただくよう、報道機関や民間気象事業者等の関係機関に協力を求めてまいります。

※注) 新しい台風予報の図表示方法の適用時期は、今年(平成18年)の台風シーズンではないことに留意願います。

[本件に関する問合せ先]

気象庁予報部業務課 (03-3212-8341 内線 3119)